

在留資格該当性、上陸許可基準適合性とは

在留資格の申請をするには、「在留資格該当性」、「上陸許可基準適合性」、在留資格の更新、変更の「相当性」、事業所の「適正性、安定性、継続性」という用語があります。

■在留資格該当性とは

「在留資格該当性」とは、申請人である外国人の活動が、入管法に規定されている「活動」かどうかです。入管法に書いてある在留資格は全部で29種類あります。そのどれかに当てはまっているかが、「在留資格該当性がある」ということになります。

■上陸許可基準適合性とは

「上陸許可基準」とは、入国管理局の「法務省令」に書かれている基準です。在留資格には、上陸許可基準適合性が「必要がある在留資格」と「必要がない在留資格」があります。

上陸許可基準適合性が必要な在留資格（別表第一の二及び四の表）

- 1 「経営・管理」
- 2 「高度専門職」
- 3 「法律・会計業務」
- 4 「医療」
- 5 「研究」
- 6 「教育」
- 7 「技術・人文知識・国際業務」
- 8 「企業内転勤」
- 9 「介護」
- 10 「興行」
- 11 「技能」
- 12 「技能実習」
- 13 「特定技能」
- 14 「留学」
- 15 「研修」
- 16 「家族滞在」
- 17 「特定活動」

上記の在留資格には「在留資格該当性」に加えて、「上陸許可基準適合性」も要求されます。

上陸許可基準が必要ない在留資格（別表第一の一及び三の表、別表第二）

- 1 「外交」
- 2 「公用」
- 3 「教授」
- 4 「芸術」
- 5 「宗教」
- 6 「報道」
- 7 「文化活動」
- 8 「短期滞在」
- 9 「永住者」
- 10 「日本人の配偶者等」
- 11 「永住者の配偶者等」
- 12 「定住者」

これらの在留資格の審査では、「上陸許可基準適合性」は必要ありません。